十九	顔料	×
二十	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	
二十一	灯台の回転装置	
二十二	水銀トリム・ヒール調整装置	
二十三	水銀抵抗原器	
二十四	差圧式流量計	
二十五	傾斜計	
二十六	周波数標準機	×
二十七	参照電極	
二十八	握力計	
二十九	医薬品	
三十	水銀の製剤	
三十一	塩化第一水銀の製剤	
三十二	塩化第二水銀の製剤	
三十三	よう化第二水銀の製剤	
三十四	硝酸第一水銀の製剤	
三十五	硝酸第二水銀の製剤	
三十六	チオシアン酸第二水銀の製剤	
三十七	酢酸フェニル水銀の製剤	

備考　十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。

（新設）

別表五（第七条の十関係）

一　スイッチ及びリレー
二　気圧計
三　湿度計
四　液柱形圧力計
五　弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）
六　圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）
七　真空計
八　ガラス製温度計
九　水銀充満圧力式温度計
十　水銀体温計